

令和5年度 嘉麻市保育料基準額表（保育認定2・3号用）

階層区分		第2子	3号認定		2号認定	
			0~2歳児 保育料		3~5歳児 副食費	
			第1子	保育標準時間	保育短時間	保育標準、短時間
1	生活保護世帯	半額	0	0	0	
		全額	0	0		
2	(ひとり親世帯等) 市町村民税非課税世帯	半額	0	0		
		全額	0	0		
	市町村民税非課税世帯	半額	0	0		
		全額	0	0		
3	(ひとり親世帯等) 市町村民税所得割額 48,600円未満	半額	0	0		
		全額	5,960	5,960		
	市町村民税所得割額 48,600円未満	半額	6,630	6,560		
		全額	13,260	13,120		
4	(ひとり親世帯等) 市町村民税所得割額 48,600円以上 77,101円未満	半額	0	0		
		全額	6,120	6,120		
	2A 市町村民税所得割額 48,600円以上 57,700円未満	半額	10,200	10,060		
		全額	20,400	20,120		
	2B 市町村民税所得割額 57,700円以上 77,101円未満	半額	10,200	10,060		
		全額	20,400	20,120		
3 市町村民税所得割額 77,101円以上 97,000円未満	半額	10,800	10,650			
	全額	21,600	21,310			
5	市町村民税所得割額 97,000円以上 133,000円未満	半額	15,130	14,920		
		全額	30,260	29,850		
	市町村民税所得割額 133,000円以上 169,000円未満	半額	16,020	15,800		
		全額	32,040	31,600		
6	市町村民税所得割額 169,000円以上 211,000円未満	半額	20,740	20,430		
		全額	41,480	40,860		
	市町村民税所得割額 211,000円以上 301,000円未満	半額	21,350	21,030		
		全額	42,700	42,060		
7	市町村民税所得割額 301,000円以上 397,000円未満	半額	21,870	21,540		
		全額	43,740	43,080		
8	市町村民税所得割額 397,000円以上	半額	27,300	26,870		
		全額	54,600	53,750		

4月から8月は前年度の市町村民税額に基づき算定、9月から3月は当年度の市町村民税額に基づき算定します。

- ①階層区分認定の基礎となる市町村民税課税額は、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、外国税額控除、国・地方公共団体等への寄付金控除の適用はありません。保育料はこれらを控除する前の税額から算定します。
- ②同一世帯から2人以上の小学校就学前のお子さんが、保育所(園)、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚園部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所、又は、児童発達支援、医療型児童発達支援、家庭的保育事業等を利用している場合は、上から2人目のお子さんの保育料は半額、3人目以降のお子さんは無料となります。
- ③網掛け部分の階層の場合、上記③に関わらず、年上のお子さんから順にカウントし、第何子になるかを決定します。
※「ひとり親世帯等」とは、母子・父子世帯、在宅障がい児(者)のいる世帯、その他市長が認めた世帯をいいます。
- ④副食費については、小学校就学前のお子さんの中で、3人目以降のお子さんは免除となります。